

第二十九号議案

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表一中「三二、五〇〇」を「三二、六〇〇」に、「六五六、〇〇〇」を「六五七、〇〇〇」に、「四七九、〇〇〇」に、「四四五、〇〇〇」を「四四六、〇〇〇」に改める。

別表三中「三五二、〇〇〇円」を「三五三、〇〇〇円」に、「三〇六、〇〇〇円」を「三〇七、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

非常勤職員の報酬の限度額等を改定する必要がある。